

環水大大発第1506251号
平成27年6月25日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{大気汚染防止法政令市} \end{array} \right)$ 大気環境担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長

非常時における常用発電機の排出規制の考え方について（通知）

平成25年6月14日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「常用・非常用を兼用する発電機を非常時に使用する場合に、排出基準等に係る規定の適用を免除するという運用を行った場合における大気環境に及ぼす影響等について評価・検討し、関係法令における規制等との関係も整理したうえで、本措置の妥当性について検討し、結論を得る」とともに、結論を得次第措置を講ずることとされたところである。

これを受け、今般、必要な検討を行い、その結果を別紙のとおりとりまとめたので、今後は本内容について留意のうえ、該当するばい煙発生施設を設置する事業所等への周知・指導等を実施されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

(別紙)

第1 非常時の発電機使用による大気環境への影響等の評価結果

非常時(※1)における発電機(※2)の稼働条件等を考慮し、非常時に常用発電機を稼働させた場合の大気環境への影響について評価したところ、水噴射等の排出抑制対策を講じることができない場合の窒素酸化物の排出量は、通常どおり排出抑制対策を講じることができる場合に比べ同等か2倍程度まで増加することが見込まれた。また、複数の大気安定度及び風速条件の下で二酸化窒素の最大着地濃度を確認したところ、最大で0.025ppm増加した。

しかしながら、発電機の設置台数は、非常用発電機が常用発電機を大幅に上回っていることから、全体として、非常時の発電機の稼働に伴う大気環境への影響についても、常用発電機の寄与は、非常用発電機の寄与に比べて小さいものであった。

※1:自然災害等に起因する停電及び断水の発生時をいう。以下同じ。

※2:大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)別表第一の二九の項に掲げるガスタービン又は同表の三〇の項に掲げるディーゼル機関若しくは同表の三一の項に掲げるガス機関をいう。以下同じ。

第2 非常時に常用発電機をやむを得ず使用する場合の取扱い

第1の評価結果のほか、これまでに、平成23年3月16日付け環水大発第110316001号及び環水大発第110316002号通知第2の1において、「(略)施設の操業管理上の問題により一時的に排出基準に適合しないばい煙を排出するおそれがあると認められるときは、改善命令等の対象とはならない。」としていることも勘案し、非常時に短時間の電源確保を目的として、排出抑制対策を講じることができない常用発電機(※3)をやむを得ず使用する場合にあっては、排出基準に適合しないばい煙を一時的に排出することについて、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第14条第1項及び第3項に規定する改善命令等の対象外として取り扱うことができることとする。

※3:排出抑制対策を講じることができない場合として、例えば、断水のため水噴射が実施できない場合や、電力の負荷変動による失火を防ぐため一時的に希薄燃焼を実施できない場合が考えられる。

第3 その他留意すべき事項

- 1 限定的であっても、非常時における常用発電機の使用により窒素酸化物等の排出量は増加することから、第2に示した取扱いの適用は必要最小限の範囲とし、停電や断水が復旧した場合には、直ちに排出抑制対策を講ずることを指導されたい。
- 2 常用発電機のうち、電気事業者が一般の需用者等に対して供給する電気の発電を目的に設置する常用発電機は、第2に示した取扱いの対象外とする。